

横芝光町農業委員会 3 月第 1 2 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 3 月 7 日(月) 午後 4 時～午後 5 時

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2 番	鈴木 忠夫		
委 員	1 番	宇井 久	3 番	土屋 正明
	5 番	大川戸 直美	6 番	佐久間 正好
	7 番	佐久間 幸子	8 番	長峯 高明
	9 番	越川 雅彦	10 番	行木 栄一
	11 番	小野 秀明	12 番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件
- 日程第 2 議案第 1 号
農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について
- 日程第 3 議案第 2 号
農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について
- 日程第 4 議案第 3 号
農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する
県への意見について
- 日程第 5 議案第 4 号
令和 3 年度第 1 2 次農用地利用集積計画(案)の承認について
- 日程第 6 議案第 5 号
農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの判断に
ついて

日程第7 議案第6号

横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の選考について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年3月(第12回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 1番 宇井久委員、12番 平山雅英委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。
令和4年3月7日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、7件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から⑦の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、古川字沖田の田及び畑全30筆、計6,903㎡です。町外に住んでいる譲渡人から親戚である譲受人へ贈与により所有権移転するものです。

続きまして、2件目から4件目までは譲受人を同じとする申請です。

2件目の申請地は、宮川字作間内の畑2筆、計2,604㎡です。県外に住んでいる譲渡人から規模拡大したい譲受人へ売買により所有権移転するものです。

続きまして、3件目の申請地は、宮川字作間内の畑2筆、計1,706㎡です。体調面から耕作が困難となった譲渡人から経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

続きまして、4件目の申請地は、木戸字十六割の畑、2,310㎡です。後継者がなく、高齢となり耕作が困難となった譲渡人から、経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

続きまして、5件目の申請地は、宮川字水神及び字西ノ浦の田及び畑、全3筆、計6,170㎡です。祖母から孫へ経営継承のため贈与により所有権移転するものです。

続きまして、6件目の申請地は、宮川字作間内及び字川端、目籾字川端山の田及び畑全13筆、計10,120㎡です。父から子へ経営継承のため贈与により所有権移転するものです。

続きまして、7件目の申請地は、谷中字後田の畑、140㎡です。町外に住んでおり高齢で耕作が困難な譲渡人から、自宅に近く、耕作利便がよい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

申請のありました7件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

- 議 長 　　ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 1 番 　　1番 宇井です。譲渡人と譲受人は、親戚の関係です。この件は、町外に居住し農業をしていない譲渡人と、規模拡大を目指す譲受人とで、贈与により所有権移転をしようとするものです。
申請地は自宅からの通作距離にあり、農地としてもまとまっています。
よろしくをお願いします。
- 議 長 　　説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

（異議なしの声）
- 議 長 　　異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 10番 　　10番 行木です。県外に住んでいる農業ができない譲渡人から、規模拡大を目指す譲受人が、売買により所有権移転をするものです。許可後は植木の栽培を予定しているとのことです。よろしくをお願いします。
- 議 長 　　説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

（異議なしの声）
- 議 長 　　異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）
賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 10番 　　10番 行木です。体調が悪く農業ができない譲渡人から、規模拡大を目指す譲受人が、売買により所有権移転をするものです。

許可後は2件目の案件と同じで、植木の栽培を予定しています。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番 12番 平山です。譲渡人は後継者もなく高齢となり農業ができなくなってきたため、規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。

なお、許可後は植木の栽培を予定しています。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6番 6番佐久間です。推進委員と現地を確認し、資料にあるとおりで問題はないと思います。

議長 説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、5件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 10番 10番 行木です。親子間での、贈与による所有権移転です。
許可後は水稻や野菜の栽培を予定していますので、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。
- 議 長 説明が終わりましたので、6件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、6件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて7件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 10番 10番 行木です。高齢で申請地を耕作できない譲渡人から、申請地の向かいに住んでいる譲受人に対し、耕作に便利であるということから、売買により所有権移転をするものです。許可後は野菜の栽培を予定しています。よろしくお願ひします。
- 議 長 説明が終わりましたので、7件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、7件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和4年3月7日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、2件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、宮川字入後の畑、331㎡です。

専用住宅1棟を目的に祖父である譲渡人と孫の譲受人とで使用貸借権を設定するものです。現在、譲受人は両親と同居していますが、子の成長で手狭になったため、新築し転居したいと申請がありました。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。申請地は、農事組合法人入宮農組合から北西へ約180mの位置にあります。

申請地は、集団性のある第1種農地に該当しますが、住宅の場合は例外的に転用許可が見込まれます。

住宅建築面積は80.95㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

大利根土地改良区と地区除外の協議が調い、排水路の使用についても許可を得ています。

汚水・雑排水については合併浄化槽による浄化後に既設の道路側溝へ接続することとしており、町から道路占用許可を得ています。雨水については、敷地内浸透とする計画です。

整地を行い、隣接農地との境界にはブロック土留めを施工する予定で、隣接農地所有者へは説明済みで同意を得ています。

工事期間は、令和4年4月20日から令和4年9月30日までを予定しています。

建設費は、借入金により賄う予定ですが、金融機関からの融資事前審査結果回答書により必要な事業費が確保される見込みであることを確認しています。

続きまして、申請2件目の土地は、栗山字大鳥の畑2筆、計977㎡です。宅地建物取引と建設業を主に行う譲受人へ建売分譲住宅4棟を目的に売買により所有権移転するものです。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、フタバ保育園から南西へ約450mの位置にあります。

都市計画の用途地域内にあるため第3種農地に該当し、原則として転用許可が見込まれます。

土地改良の受益地にはなっていません。両総土地改良区の排水路の使用については同意を得ています。

埋め立ては行わず、整地をし、汚水・雑排水については合併浄化槽による浄化後に既設の道路側溝へ接続することとしており、町から道路占用許可を得ています。雨水については、敷地内浸透とする計画です。なお、隣接農地はありません。

工事期間は、令和4年4月1日から令和5年4月1日までを予定しています。

土地代金、整地費及び建設費は、全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの預金残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

10番 10番 行木です。本件は、住宅の建築のための転用で、土地改良区とも協議が調っており、問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 1番 宇井です。この件については、第3種農地内での申請であり、両総土地改良区から排水同意も得ているため、問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和4年3月7日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回、申請がありましたのは、昨年11月の農業委員会定例総会で審議いただき、許可相当として県知事に意見を送付し、県知事から許可を得ていた事業です。

坂田字中郭の畑、102㎡を水道送水管耐震化工事に伴う迂回路として一時転用申請があった案件の変更承認申請です。

参考として申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付しています。

計画変更の内容ですが、事業完了予定を当初、令和4年3月31日としていたものを令和4年5月31日までと、2か月延長するものです。

変更理由ですが、水道管塗料メーカーの不適切行為によって水道関連工事が一時停止を余儀なくされたことによるものです。全国的に影響があったもので、新聞等でも報道され、千葉県も承知をしております。

なお、一時転用期間の延長につきましては、両総土地改良区との協議が済

んでいます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長 ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。この案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番 8番 長峯です。本件は、工事延長の変更で、土地改良区とも協議済みのため、問題はありません。

議 長 説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり承認相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第5 議案第4号 令和3年度 第12次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第4号 令和3年度第12次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和3年度第12次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年3月7日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定6件、再設定5件の合計11件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は資料に記載のとおりです。なお、設定する権利は、すべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、新規設定1件目は、原方字和宗内の田4筆、計3,000㎡、期間は6年間です。

新規設定2件目は、目籾字新堀前の畑、1,581㎡、期間は10年間です。

新規設定3件目は、坂田池字明治、字大正、字清理、曾根合字前田、字振子下、字中島前、寺方字東中島の田26筆、計16,724.59㎡、期間は10年間です。

新規設定4件目は、鳥喰下字稲市の田2筆、計987㎡、期間は6年間です。

新規設定5件目は、坂田字龍道の畑、1,266㎡、期間は10年間です。

新規設定6件目は、寺方字東中島の田、836㎡、期間は10年間です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は、すべて賃借権となります。

利用権を設定する農地ですが、再設定1件目は、坂田池字清理の田4筆、計3,952㎡、期間は10年間です。

再設定2件目は、木戸字十七割及び字十八割の田4筆、計7,110㎡、期間は3年間です。

再設定3件目は、芝崎字向野及び字弥平野の田2筆、計2,042㎡、期間は10年間です。

再設定4件目は、尾垂イ字堀込の畑4筆、計4,228㎡、期間は10年間です。

再設定5件目は、中台字棒立の畑、930㎡、期間は10年間です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに新規設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定しました。

続いて、再設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって再設定については、すべて原案のとおり決定しました。

日程第6 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について

農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて、本会の議決を求める。

令和4年3月7日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページからは地区別に非農地判断対象予定の荒廃農地一覧と位置図を添付させていただいておりますのでご覧ください。

国からの農地法運用通知に基づきまして、農業委員会総会の議決によって再生困難な荒廃農地について非農地判断を行うものです。

対象となります荒廃農地につきましては、すでに委員の皆様へ現地調査をいただいておりますので、対象地の詳細説明は略させていただきます。

なお、参考資料としまして、集計表と抜粋ですが対象地の写真をお配りさせていただきましたのでご覧ください。集計表は、地区別・田畑別に筆数と面積を、また所有者数を集計したものとなります。

全体としましては、一番下の総計、田畑合わせて774筆、372,030㎡、所有者数は368となっております。

非農地判断された土地につきましては、農地台帳を整理し、台帳から削除されます。また、土地所有者に対して非農地通知を行います。さらに法務局、町、県へ非農地通知一覧を送付します。

なお、土地の登記簿の地目変更や土地改良関係の手続きに関しては、費用負担も含め、所有者自らが行うこととなります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。
この案件について、質疑を許します。

6番 これは法に基づくものですか。

事務局 令和3年4月1日付けで農林水産省経営局農地政策課長から通知のありました「非農地通知の徹底について」に基づくものです。これまでも農業委員会において非農地判断を行うこととされていましたが、徹底するよう通知があったものです。

この度、利用状況調査の結果が資料としてまとめましたので、提案させていただきます。

5番 非農地判断後の地目は何になりますか。

事務局 多くは山林または原野になるかと思いますが、法務局が現地確認しての判断になります。

8番 非農地判断すると売買や開発がしやすくなるということですか。

事務局 農地法による許可制等の適用はなくなりますが、他法令の適用がなくなるわけではありません。今回提案の土地は、ほとんどが、ほ場としての条件等が悪く、開発にも向かない土地です。今後の土地改良事業等の農業振興に影響があると思われる農地は除外しています。

議長 他にございますか。無いようですので、質疑を終了し、この案件について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって議案第5号については、原案のとおり決定しました。

日程第7 議案第6号 横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の選考について 上程します。

事務局に、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案第6号 横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の選考について
農業委員会等に関する法律第19条の規定により募集した農地利用最適化
推進委員候補者の選考について、本会の議決を求める。

令和4年3月7日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページ「横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の推薦及び応募
結果一覧」をご覧ください。

農地利用最適化推進委員候補者の方は、すべて各地区から推薦をいた
だいた方です。

一覧には、担当区域、職業、就任予定日における満年齢、主な経歴及び農
業経営の状況、推薦理由、推薦者を記載していますので、参考にいただき
たいと思います

それでは一覧に沿って、候補者の方を担当区域ごとに読み上げます。

大総地区は、谷台の勝又富夫氏、姥山の渡辺辰雄氏、曾根合の浅野修一
氏の3名です。

横芝地区は、鳥喰下の市原裕氏、鳥喰上の瀧田浩一氏の2名です。

上堺地区は、新島道貫の三木茂人氏、屋形南の海保明由氏の2名です。

日吉地区は、二又の内藤洸一氏、篠本二区の大木勝氏の2名です。

南条地区は、台の本橋亨彦氏、虫生の深田行雄氏の2名です。

東陽地区は、桑郷の林孝次氏、入の川島紀男氏の2名です。

白浜地区は、長塚の伊橋政嘉氏、尾垂六区の伊藤竹春氏の2名です。

以上、定数と同数の15人の候補者の推薦をいただいております。

農業委員会等に関する法律第18条第4項に規定する欠格事由であります
「破産手続き中の者、禁錮以上の刑罰を受けている者」については、全員、該
当ありませんでした。

なお、農業委員会等に関する法律第19条第3項には、「農業委員会は推進
委員の委嘱にあたっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない」と
規定されております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第6号の朗読並びに説明が終わりました。

この案件について、質疑を許します。

1 1 番	東陽地区で農業に携わっていない候補者がいますが、大丈夫なのですか。
事務局	農業者であることは資格要件にありません。地元区から要件を備えており、適任であると推薦をいただいております。
議 長	<p>他にございますか。無いようですので、これにて質疑を終了し、この案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員、よって議案第6号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	以上をもちまして、令和4年3月(第12回)農業委員会定例総会を閉会します。